

筑波山ブナ林保護対策検討委員会設置要項

(目的等)

第1条 筑波山山頂付近に生育する自然性が高く貴重なブナ林の保護対策を検討するため、筑波山ブナ林保護対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ブナ林調査の実施方法及び調査結果の分析に関する事
- (2) ブナ林の衰退・枯損の原因の推定に関する事
- (3) ブナ林の保護策のあり方に関する事

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 前項の役員は、委員の互選によって選任する。

(役員の仕事及び選任)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集して開催する。

2 委員長が委員会運営に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を茨城県生活環境部環境政策課に置く。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が県と協議のうえ別に定める。

付則

この要項は、平成22年2月7日から適用するものとする。

筑波山ブナ林保護対策検討委員会名簿(平成20年度)

所 属	役職等	氏 名	備 考
自然友の会	会長	五木田 悦郎	
(独)森林総合研究所	植物生態研究領域チーム長	田中 信行	副委員長
筑波山神社	宮司	田中 泰一	
宇都宮大学	名誉教授	谷本 丈夫	委員長
筑波大学大学院	教授	中村 徹	
茨城県林業技術センター	センター長	横堀 誠	
茨城県生活環境部	次長	市毛 優	

筑波山ブナ林保護対策検討委員会名簿(平成21年度)

所 属	役職等	氏 名	備 考
自然友の会	会長	五木田 悦郎	
(独)森林総合研究所	植物生態研究領域 主任研究員	田中 信行	副委員長
筑波山神社	宮司	田中 泰一	
宇都宮大学	名誉教授	谷本 丈夫	委員長
筑波大学大学院	教授	中村 徹	
茨城県県北農林事務所	森林土木課 主査 (前茨城県林業技術センター長)	横堀 誠	
茨城県生活環境部	次長	宮本 満	

筑波山ブナ林保護対策検討委員会名簿(平成22年度)

所 属	役職等	氏 名	備 考
自然友の会	会長	五木田 悦郎	
(独)森林総合研究所	植物生態研究領域 主任研究員	田中 信行	H21年度 副委員長
筑波山神社	宮司	田中 泰一	
宇都宮大学	名誉教授	谷本 丈夫	H21年度 委員長
(独)国立環境研究所	アジア自然共生研究グループ NIESホストクワエロー	小林 祥子	
(社)茨城県林業協会	元茨城県林業技術センター長 (H20年度)	横堀 誠	
茨城県生活環境部	次長	磯 和佳	

筑波山ブナ林保護対策検討委員会名簿(平成23年度)

(委員)

所 属	役職等	氏 名	備 考
自然友の会	会長	五木田 悦郎	
(独)森林総合研究所	植物生態研究領域 主任研究員	田中 信行	副委員長
筑波山神社	宮司	田中 泰一	
宇都宮大学	名誉教授	谷本 丈夫	委員長
(独)国立環境研究所	地域環境研究センター 特別研究員	小林 祥子	
(社)茨城県緑化推進機構	事務局長	横堀 誠	
茨城県生活環境部	次長	今橋 裕麿	